

JIS

照明基準総則

JIS Z 9110 : 2010

(IEIJ/JSA)

平成 22 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前田 育男	IDEC 株式会社
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	高橋 健彦	関東学院大学
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	豊馬 誠	電気事業連合会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳田 正満	東京都市大学
	中村 禎之	社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山田 秀	筑波大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.3.29 改正：平成 22.1.20

官 報 公 示：平成 22.1.20

原 案 作 成 者：社団法人照明学会

(〒100-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 照明設計基準	2
4.1 一般原則	2
4.2 照明環境	2
4.3 照度	3
4.4 グレア	4
4.5 光色及び演色	5
4.6 保守	6
4.7 エネルギーへの配慮	6
4.8 視覚表示装置を使用する視作業のための照明	6
4.9 環境の持続性	7
5 照明要件一覧表	7
5.1 照度要件一覧表の使用方法	7
5.2 基本的な照明要件	7
5.3 事務所	10
5.4 工場	11
5.5 学校	12
5.6 保健医療施設	13
5.7 商業施設	14
5.8 美術館、博物館、公共会館及び劇場	18
5.9 宿泊施設、公衆浴場及び美容・理髪店	20
5.10 住宅	21
5.11 駅舎	24
5.12 駐車場	25
5.13 ふ頭	25
5.14 通路、広場及び公園	25
5.15 運動場及び競技場	26
6 検証の手順	28
6.1 照度	28
6.2 屋内統一グレア評価値 (UGR) 又はグレア評価値 (GR)	28
6.3 平均演色評価数 (R_a)	28
6.4 相関色温度 (T_{CP})	28

	ページ
6.5 保守	29
6.6 測定の許容誤差	29
解 説	30

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人照明学会 (IEI) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 9110:1979** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

照明基準総則

General rules of recommended lighting levels

序文

この規格は、1958年に制定され、その後5回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は、1979年に行われたが、その後の国内外の、社会的、経済的及び技術的な進展に対応するために改正した。

この規格は、人々の諸活動が、安全、容易、かつ、快適に行えるような視環境を作り出すための分野ごとの個別の照明基準を包括し、それらに含まれていない分野の照明基準を加えて規定した日本工業規格である。

1 適用範囲

この規格は、主に人工照明によって、人々の諸活動が、安全、容易、かつ、快適に行えるための照明設計基準及び照明要件の総則について規定する。ただし、非常時用照明を除く。

注記 1 この規格は、特定の視環境を最適化するために照明システム及び技術をどのように設計することが望ましいかを規定するものではない。

なお、この規格と個別の日本工業規格とで規定が重複する場合には、個別の日本工業規格の照明基準を優先する。

注記 2 特定の視環境を最適化するために照明システム及び技術をどのように設計することが望ましいかについては、関連の国際照明委員会（以下、CIE という。）によるガイド若しくは報告書、照明学会規格などに記載されている。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7612 照度測定方法

JIS F 8041 船舶の照度基準及び照度測定方法

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8517 人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－画面反射に関する表示装置の要求事項

JIS Z 8726 光源の演色性評価方法

JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

JIS Z 9111 道路照明基準

JIS Z 9116 トンネル照明基準

JIS Z 9120 屋外テニスコート及び屋外野球場の照明基準

JIS Z 9121 屋外陸上競技場、屋外サッカー場及びラグビー場の照明基準